

運営規定

樽川デイサービスセンター四季彩館

指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕事業及び 石狩市介護予防・日常生活支援総合事業 事業運営規程

（事業の目的）

第1条 邦伸ケアサポート株式会社が設置する樽川デイサービスセンター四季彩館（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔指定介護通所訪問介護〕事業および介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕および介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕および介護予防・日常生活支援総合事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の運営方針は、次のとおりとする。

- （1）事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、必要な身体介護及び機能訓練の援助を行うものとする。
- （2）事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- （3）事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 樽川デイサービスセンター四季彩館
- （2）所在地 石狩市樽川3条3丁目70番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名(常勤 生活相談員と兼務)

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕および介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 3名（常勤専従1名、管理者と兼務1名、常勤介護職と兼務1名）
利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、相談に応じ、関係機関との連携をとり、適切なアドバイスをし、問題の解決を図る。
- (3) 看護職員 3名（常勤2名、非常勤1名 機能訓練指導員と兼務）
利用者の健康チェック、投薬及び処置。
- (4) 介護職員 7名（常勤専従1名、非常勤専従5名、常勤生活相談員と兼務1名）
利用者の身の回りのお世話（送迎、食事介助、入浴介助等）
- (5) 機能訓練指導員 4名（常勤2名、非常勤2名 作業療法士1名及び看護職員と兼務3名）必要な機能訓練を主に行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時55分から午後4時までとする。

（事業所の利用定員）

第6条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕及び通所介護相当サービスの利用定員は次のとおりとする。

- (1) 35名(一般型)

（サービスの内容及び利用料金）

第7条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕及び通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕及び通所介護相当サービスを利用した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

①食事の提供 ②入浴(一般浴) ③日常生活動作の機能訓練 ④健康チェック ⑤送迎

- (1) 当該指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕及び通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の相当額とする。
- (2) 第8条の事業の実施地域を超える送迎の費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1km当たり100円を徴収する。
- (3) 食材費は1食（おやつを含む）につき600円徴収する。
- (4) オムツ、パッド代は実費を徴収する。

- (5) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- (6) 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、石狩市及び札幌市の北区、手稲区とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてえるよう指示を行う。

- (1) 生活相談員等は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなった時は、速やかに申し出る。
 - ② 共有の施設や設備は他の迷惑にならないように利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合には送迎のサービスが受けられない場合がある。

（緊急時における対応方法）

第10条 生活相談員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた際は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理の責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待防止のための措置）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) 成年後見制度の利用支援。
- (4) 虐待防止に関する責任者として管理者を選定。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (6) 虐待防止のための指針の整備。

- (7) 虐待を受けている恐れがある場合には直ちに防止策を講じ市区町村へ報告する。
- (8) その他虐待防止のために必要な措置。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 本事業所は、生活相談員等の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (5) 事業所は、指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕及び通所介護相当サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低2年間は保存するものとする。
- (6) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は邦伸ケアサポート株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 11 月 10 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 4 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 3 月 4 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 2 月 20 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 3 月 20 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。